

兵庫県公報

平成27年4月3日 金曜日 第2684号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成27年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○救急病院の認定（医務課）	3
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○保安林の指定（同）	4
○同上（同）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	6
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	7
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○同上（同）	9
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○入札公告（管理課）	12
○同上（同）	14
企業庁公告	
○落札者等の公示	17
県議会事務局公告	
○入札公告	18
教育委員会告示	
○技能教育のための施設の連携科目等の指定及び指定の解除	20
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	20

告 示

兵庫県告示第298号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成27年6月14日（日）：神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、豊岡市、篠山市、洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神 戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1—63
姫 路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2—1
西 宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6—42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902—4
豊 岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠 山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲 本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、申請手続きの際に同規則第57条第2項又は第2項の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成27年4月初旬から配布する。

イ 受付期間

平成27年4月16日（木）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成27年4月28日（火）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は下記ホームページを確認すること。

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

イ 受付期間

平成27年4月13日（月）午前9時から同月25日（土）午後5時まで

(3) 手数料

- | | | |
|---|------------|--------|
| ア | 甲種危険物取扱者試験 | 5,000円 |
| イ | 乙種危険物取扱者試験 | 3,400円 |
| ウ | 丙種危険物取扱者試験 | 2,700円 |

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 合否の発表

合格者の受験番号を平成27年7月7日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号 協和ビル5階
一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第299号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 舞子台病院
所在地 神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号
認定年月日 平成25年12月13日
認定の有効期限 平成28年12月12日
- 2 名 称 野木病院
所在地 明石市魚住町長坂寺1003番地の1
認定年月日 平成27年3月31日
認定の有効期限 平成30年3月30日
- 3 名 称 医療法人社団天馬会 半田中央病院
所在地 相生市旭3丁目2番18号
認定年月日 平成27年3月10日
認定の有効期限 平成30年3月9日
- 4 名 称 公立神崎総合病院
所在地 神崎郡神河町粟賀町385番地
認定年月日 平成27年4月1日
認定の有効期限 平成30年3月31日



兵庫県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字甚白1975、1978の1、1978の2、1980の3、1980の6から1980の9まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第301号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
相生市矢野町小河字丙深山口943の1から943の26まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丙深山口943の1・943の26（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町西下野字向80の44、80の51から80の54まで、80の60、98、99
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向80の44・99（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神崎郡神河町川上字タクミケタニ800の1、800の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第304号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
工場長 近 藤 浩 行
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の5 テトラクロロエチレンによる洗浄施設	
能	力	3kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～16時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	—	—

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	浮遊物質 (単位 mg/L)	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—
	テトラクロロエチレン (単位 mg/L)	1,600,000	1,600,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	0.2

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年4月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第305号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
平成26年兵庫県告示第1014号により指定した区域（加古郡稲美町六分一字百丁歩1352番1及び1354番2の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年2月9日から同年3月16日まで
- 3 作業地域
尼崎市長洲西通1丁目ほか



兵庫県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月3日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 国崎野間口線	川西市黒川字神木151番1から 同 市黒川字中筋23番1まで	旧	4.0から 10.0まで	138.0	
	川西市黒川字神木151番1から 同 市黒川字中筋91番1まで	新	9.0から 14.0まで	138.0	



兵庫県告示第308号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 西脇市高田井土地区画整理組合
事務所の所在地 西脇市郷瀬町605番地（西脇市役所内）
設立認可の年月日 昭和63年2月3日
- 解散認可の年月日
平成27年3月23日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アミング潮江ウエスト1番館・2番館
所在地 尼崎市潮江一丁目16番ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
アミング開発株式会社	尼崎市潮江1丁目4番5号	岩 田 強
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	常 陰 均
株式会社あらしよ	尼崎市次屋1丁目16番21号	橋 本 好 弘

外8者
- 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
氏名又は名称 住所 代表者の氏名

アミシング開発株式会社 尼崎市潮江1丁目4番5号 岩田 強
 株式会社あらしよ百貨 尼崎市次屋1丁目16番21号 橋本 好正
 吉藤 博 尼崎市潮江1丁目20番1号704号室
 外8者

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
アミシング開発株式会社	尼崎市潮江1丁目4番5号	岩田 強
株式会社あらしよ	尼崎市次屋1丁目16番21号	橋本 好弘
御前 浩二	西宮市両度町3番1—416号	
外8者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8番7号	千野 和利
株式会社あらしよ百貨	尼崎市次屋1丁目16番21号	橋本 好正
ライオン写真株式会社	尼崎市潮江1丁目22番1号	吉藤 彰昂
外10者		

イ 変更後

氏名	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8番7号	河村 隆一
株式会社あらしよ	尼崎市次屋1丁目16番21号	橋本 好弘
オリジン東秀株式会社	東京都調布市仙川町3丁目2番4号	前原 正憲
外10者		

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社阪食	午前9時	午後9時50分
スギホールディングス株式会社	午前10時	午後8時
有限会社ダイワスポーツ	午前10時	午後8時
株式会社三喜	午前10時	午後8時
株式会社あらしよ百貨	午前9時	午後6時
石原 恭	午前7時	午後7時
舞鶴商事株式会社	午前9時	午後9時50分
中村 敏基	午前10時	午後8時
曾根 秀明	午前10時	午後8時
野村 俊彦	午前9時	午後5時
ライオン写真株式会社	午前9時	午後8時
株式会社コクミン	午前10時	午後8時
中西 務	午前8時	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻

株式会社阪食	午前9時	午後9時50分
スギホールディングス株式会社	午前10時	午後8時
株式会社ベストバイ	午前10時	午後8時
株式会社三喜	午前10時	午後8時
株式会社あらしよ	午前9時	午後6時
石原 恭	午前7時	午後7時
舞鶴商事株式会社	午前9時	午後9時50分
中村 敏基	午前10時	午後8時
曾根 秀明	午前10時	午後8時
野村 俊彦	午前9時	午後5時
オリジン東秀株式会社	午前7時	午後11時
株式会社サンドラッグ	午前10時	午後8時
中西 務	午前8時	午後8時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前7時から午後10時まで

イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成26年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年3月5日ほか

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年4月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年8月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ステーションプラザ明石  
 所在地 明石市大明石町一丁目1番地の23
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 神戸SC開発株式会社  
 住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号  
 代表者の氏名 山田 宗司
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前  
8,387平方メートル
    - イ 変更後  
9,213平方メートル
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
122台
    - イ 変更後  
90台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
852.0平方メートル
    - イ 変更後  
754.4平方メートル
  - (4) 廃棄物等保管施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
76.6立法メートル
    - イ 変更後  
65.5立法メートル
  - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前

| 小売業を行う者の名称                             | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------------------------------|-------|-------|
| 株式会社ジェイアール西日本デイリースerviceネット外1者<br>(東館) | 午前9時  | 午後9時  |
| モロゾフ株式会社外20者 (東館)                      | 午前9時  | 午後8時  |
| 株式会社鈴乃屋外47者 (西館)                       | 午前10時 | 午後8時  |
| 株式会社大近 (南館)                            | 午前8時  | 午後10時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称  | 開店時刻    | 閉店時刻    |
|-------------|---------|---------|
| 未定 (東館)     | 午前6時30分 | 午後10時   |
| 未定 (西館)     | 午前6時30分 | 午後9時30分 |
| 株式会社大近 (南館) | 午前6時30分 | 午後10時   |

- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ア 変更前

| 名称               | 開店時刻    | 閉店時刻     |
|------------------|---------|----------|
| ステーションプラザ明石 北駐車場 | 午前9時    | 午後9時     |
| ステーションプラザ明石 南駐車場 | 午前7時30分 | 午後10時30分 |
| 明石駅前立体駐車場        | 午前8時    | 午後10時    |

イ 変更後

| 名称               | 開店時刻    | 閉店時刻     |
|------------------|---------|----------|
| ステーションプラザ明石 南駐車場 | 午前6時    | 午後10時30分 |
| 明石駅前立体駐車場        | 午前6時30分 | 午後10時    |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口3箇所

イ 変更後

出入口2箇所

4 変更年月日

平成27年10月28日ほか

5 届出年月日

平成27年2月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年4月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年8月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市東山町256番2から256番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市東灘区岡本1丁目10番23号

T-FUNC有限会社 取締役 古川裕志

3 許可年月日及び許可番号

平成27年2月26日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-5-2号（26芦屋）

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年4月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

県立特別支援学校大型スクールバス（ワンステップ仕様） 2台

**(2) 調達物品の特質等**

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

**(3) 納入期限**

平成27年8月31日（月）

**(4) 納入場所**

神戸特別支援学校（神戸市北区大脇台10-1）

阪神特別支援学校（西宮市田近野町11-7）

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

**(1) 書面による入札**

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出入局管理課 担当 登里

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年4月3日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成27年5月15日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年5月14日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

平成27年4月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## イ 入札の日時

平成27年5月7日（木）午後5時から同月15日（金）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

## (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

平成27年4月6日（月）午前9時から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年4月6日（月）午前9時から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、4月17日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

## ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

平成27年5月7日（木）午後5時までに通知する。

## (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月13日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年6月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Large school bus (one-step specification)

(3) Delivery period: August 31, 2015

(4) Delivery place:

Kobe school for students and children with special needs

Hanshin school for students and children with special needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 17, 2015

(6) Deadline for tender:

14:00 May 15, 2015 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 May 14, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年4月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立特別支援学校小型スクールバス（リフト付き） 4台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成27年8月31日（月）

(4) 納入場所

のじぎく特別支援学校（神戸市西区北山台2-566-134）  
芦屋特別支援学校（芦屋市陽光町8-37）  
出石特別支援学校みかた校（美方郡香美町村岡区村岡川会36）  
あわじ特別支援学校（洲本市上物部2-1-17）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 登里

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年4月3日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成27年5月15日（金）午後2時30分 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年5月14日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年4月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成27年5月7日（木）午後5時から同月15日（金）午後2時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年4月6日（月）午前9時から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年4月6日（月）午前9時から同月17日（金）まで（土

曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、4月17日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年5月7日(木)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月13日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年6月1日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な



入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

4 Small school buses equipped with wheelchair lifts

(3) Delivery period: August 31, 2015

(4) Delivery place:

Nozigiku school for students and children with special needs

Ashiya school for students and children with special needs

Izushi school for students and children with special needs, Mikata Branch

Awazi school for students and children with special needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 17, 2015

(6) Deadline for tender:

14:30 May 15, 2015 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 May 14, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

企業庁公告

落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年4月3日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒木一聡

1 落札に係る物品の名称及び数量

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 次亜塩素酸ナトリウム       | 1,552,000キログラム |
| (2) ポリ塩化アルミニウム       | 5,334,000キログラム |
| (3) ドライ粉末活性炭(5%WE T) | 501,000キログラム   |
| (4) 粉末活性炭(50%WE T)   | 132,000キログラム   |
| (5) 液体苛性ソーダ          | 202,000キログラム   |

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成27年3月19日

4 落札者の名称及び住所

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 網干産業株式会社   | 姫路市大津区吉美661番地     |
| (2) 網干産業株式会社   | 姫路市大津区吉美661番地     |
| (3) 株式会社岡畑     | 堺市北区百舌鳥赤畑町1-37    |
| (4) 広瀬化学薬品株式会社 | 神戸市中央区港島中町2丁目2番2号 |
| (5) 株式会社シマヤ    | 姫路市飾磨区思案橋60番地     |

5 落札金額

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 53円20銭  | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (2) 13円88銭  | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (3) 205円90銭 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |

- (4) 144円 (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。)
  - (5) 21円50銭 (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
- (1) 一般競争入札
  - (2) 一般競争入札
  - (3) 一般競争入札
  - (4) 一般競争入札
  - (5) 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年2月3日

### 県議会事務局公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年4月3日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 山本嘉彦

#### 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量  
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務
- (2) 調達案件の仕様等  
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.106、No.107、No.108の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務(詳細は入札説明書による。)
- (3) 履行期間  
平成27年5月19日(火)から平成28年2月4日(木)まで
- (4) 履行場所  
兵庫県議会事務局が別途指示する場所
- (5) 入札方法  
上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県議会事務局調査課 担当 香川  
電話 (078) 341-7711 内線5067
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成27年4月3日(金)から同月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成27年5月13日（水）午後1時30分

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館 2階議会事務局会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年5月12日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成27年4月3日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ

ウ 提出書類 会社概要（業務に係る全ての会社のもの）、メーカー・品名・キログラム数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本（4度刷）

エ 協議結果 平成27年4月24日（金）までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年5月11日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年5月19日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshihiko Yamamoto, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly

(2) Nature of the services to be required:

The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and other services

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 17, 2015

(4) Deadline for tender:

13:30 May 13, 2015 by direct delivery

17:00 May 12, 2015 by mail

(5) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kagawa, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 5067

### 教 育 委 員 会 告 示

#### 兵庫県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定し、及び指定を解除した。

平成27年4月3日

兵庫県教育委員会

委員長 高 崎 正 弘

1 技能教育のための施設の名称等

学校法人 宮内学園 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校（神戸市東灘区御影中町8丁目4番14号）

2 指定及び指定を解除した連携科目等

(1) 指定した連携科目等

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

経済活動と法 経済活動と法

(2) 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

マーケティング マーケティング

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第103号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月3日

兵庫県公安委員会

委員長 塚本哲夫

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成27年5月11日（月）から同月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成27年5月14日（木）から同月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、5月19日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成27年4月13日(月)から同月24日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166